

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）

改正案	現行
<p>(評価員の要件)</p> <p>第十五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる住宅性能評価をおこなう住宅の種類及び規模に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であり、かつ、国土交通大臣が指定する者が備える評価員登録簿に、住宅性能評価をおこなう住宅の種類（新築住宅又は既存住宅の別をいう。次項において同じ。）に応じた登録を受けた者であることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての住宅 一級建築士、建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> <li>二 第二種建築物又は第三種建築物である住宅 一級建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> <li>三 第三種建築物である住宅 木造建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> </ul> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする住宅の種類に応じ、国土交通大臣が指定する講習で登録の申請前一年以内に行われるものを受講しなければならない。</p> <p>3  第一項の国土交通大臣が指定する者は、次に掲げる基準に適合すると認められる者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。</li> <li>二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。</li> <li>三 登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録が不公正になるおそれがないこと。</li> </ul> <p>4  第一項及び前項に定めるもののほか、指定の申請の手續、指定の基準、指定の取消しその他の第一項及び前項の規定による指定に関し必要な事項及び評価員登録簿に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。</p> <p>5  第一項の国土交通大臣が指定する者の名称及び住所並びに登録を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>	<p>(評価員の要件)</p> <p>第十五条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる住宅性能評価をおこなう住宅の種類及び規模に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であり、かつ、国土交通大臣が指定する者が備える評価員登録簿に、住宅性能評価をおこなう住宅の種類（新築住宅又は既存住宅の別をいう。次項において同じ。）に応じた登録を受けた者であることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 すべての住宅 一級建築士、建築基準法第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> <li>二 第二種建築物又は第三種建築物である住宅 一級建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> <li>三 第三種建築物である住宅 木造建築士又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると国土交通大臣が認めた者</li> </ul> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする住宅の種類に応じ、国土交通大臣が指定する講習で登録の申請前一年以内に行われるものを受講しなければならない。</p> <p>3  <del>第一項の登録の有効期間は、五年とする。</del></p> <p>4  <del>第二項の規定は登録の更新を受けようとする者について、前項の規定は更新後の登録の有効期間について準用する。</del></p> <p>5  第一項の国土交通大臣が指定する者は、次に掲げる基準に適合すると認められる者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。</li> <li>二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。</li> <li>三 登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録が不公正になるおそれがないこと。</li> </ul> <p>6  第一項及び前項に定めるもののほか、指定の申請の手續、指定の基準、指定の取消しその他の第一項及び前項の規定による指定に関し必要な事項及び評価員登録簿に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。</p> <p>7  第一項の国土交通大臣が指定する者の名称及び住所並びに登録を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>

名称	住所	登録を行う事務所の所在地
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル

- 6| 第二項の国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならない。
- 一 講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。
  - 二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
  - 三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施される講習であること。

7| 前項に定めるもののほか、第二項の講習の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

8| 第二項の国土交通大臣が指定する講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人ベタリービング	東京都千代田区二番町四番地五	評価員講習会
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	評価員講習会

名称	住所	登録を行う事務所の所在地
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル	東京都千代田区紀尾井町六番二十六の三 上智紀尾井坂ビル

- 8| 第二項の国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならない。
- 一 講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。
  - 二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
  - 三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施される講習であること。

9| 前項に定めるもののほか、第二項の講習の指定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

10| 第二項の国土交通大臣が指定する講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人ベタリービング	東京都千代田区二番町四番地五	評価員講習会
財団法人日本建築センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	評価員講習会